

第15回行政改革推進会議

麻生財務大臣提出資料

平成27年1月26日

1. 民業圧迫を招かないための対応策

(1) 法律による配慮の義務付け

- 政投銀は、民間金融機関等とのリスクシェアの推進を経営計画の柱の一つとしてきたところ。今般、改めて政投銀に対し、その業務全体について、他の事業者との適正な競争関係に特に配慮する義務を課す。
- その上で、政府出資を受けて行う新たな成長資金の供給業務については、民業補完等のより厳格な義務を課す。

(2) 民間金融機関・有識者によるチェック

- 政投銀は、民間金融機関の代表者を含む外部有識者の参加の下、適正な競争関係や民業補完の状況についての検証等を行う機関を同行内に設置し、その結果を事業計画及び事業報告書へ適正に反映する。
- 政投銀は、同行業務の民間金融機関との競争関係や民業補完等の状況について、民間金融機関と定期的に意見交換を行う。
- 民間金融機関と業務協力文書を締結するなどの協調の取組をより一層推進する。

(3) 事業計画・事業報告書への明記

- 政投銀に対し、他の事業者との適正な競争関係を確保するための取組の方針を事業計画に明記し、その結果を事業報告書に明記することを法律上義務付け、事前事後に監督する。その際、個別の投融資案件の条件について、競争関係にある事業者と比して著しく有利な条件とするなど不当な競争を行わない旨を明記させ、実施を確保する。

2. 民間による安定的な資金供給に向けた条件整備

(1) 成長資金について

- 政投銀の政府出資を受けて行う成長資金の集中的な供給業務について、民間による成長資金の供給促進に寄与する観点から行うとの趣旨を法律に明記する。
(参考) 同業務が民間資金への呼び水となり、成長資金活用の成功事例を積み上げることにより、企業や金融機関における成長資金の活用法に関する認知度の向上、金融機関におけるノウハウや人材の蓄積などにつなげていく。
- 同業務により政投銀が保有することとなる資産について、民間金融機関等に譲渡することなどにより同業務を終了することを法律に明記する。
- 同業務について、民間における成長資金の供給の一層の促進を図る観点から、民間による資金供給の状況等を勘案し、適時に見直しを行うこと、その際、民間金融機関の代表者等からも意見を聴取することを法律に明記する。

(2) 危機対応について

- 政投銀に対する危機対応業務の実施の義務付けなどの措置について、同業務への民間金融機関の参加の状況等を勘案し、適時に見直しを行うこと、その際、民間金融機関の代表者等からも意見を聴取することを法律に明記する。
- 現行の指定金融機関を活用した危機対応制度の下で、民間金融機関が指定金融機関になるための申請手続きの簡素化や同機関の業務内容の一層の明確化等の運用改善を進める。

○ 完全民営化に向けた取組

政投銀においては、これまでも、完全民営化に向けた収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化(会社法に準拠した意思決定の実施、リスク管理体制の精緻化等)などの取組を行ってきたところであり、今後も、より一層、そうした取組を推進していく。

○ 上記の政投銀の成長資金供給業務と官民ファンドとの関係

特定の政策目的に合致する事案については、その目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割が優先。